

選ばれるまち・住み続けるまちへ向けた重点課題

人口減少や少子化、高齢化が急速に進む社会情勢においても、都市としての持続性を確保し、次の世代へ向けて更なる発展を遂げるためには、市民が幸せに暮らし、更には人や企業に選ばれるまちへ向けた取り組みが必要です。本市を取り巻く状況を踏まえ、次の4点を本市が抱える重点課題として抽出し、その課題に対応する施策として重点施策を基本計画の中に位置付けます。

重点課題1 地域経済の活性化

重点課題2 子育て支援

重点課題3 超高齢社会への対応

重点課題4 安心・安全なまちづくり

将来展望

(1)人口の展望

これまで、本市の総人口は、製造業を中心とした産業の集積や大学の立地、土地の有効活用などにより増加を続けてきましたが、平成22年をピークに減少傾向に転じており、平成27年1月1日現在では、25万6,970人となっています。本市は人口減少の最中にあり、今後も加速度的に進むとみられます。

人口減少は、地域経済の低迷による生活の利便性、地域の魅力の低下や雇用への影響を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。

本市の地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業の発展を支援するとともに、少子化対策などのまちづくりを進め、更には、まちの魅力を磨き、高めることにより本市への愛着や誇りの醸成を図ることで、出生や人の流れの状況に変化が生じると考えられます。

本市の将来人口は、合計特殊出生率や社会移動の状況が改善すると、平成72年に約19万9千人になると推計され、何も対策を講じない場合の将来人口推計と比較すると、約1万8千人程度多くなり、人口減少が緩和すると予測されます。

(2)土地利用の考え方

本市は平塚駅を中心に都市基盤の整備を進め、商・工・農業の均衡のある産業基盤を築いてきましたが、近年、中心商業地の活性化や工場の移転及び進出への対応などに加え、人口減少・少子高齢化といった人口構成の変化や大規模災害への対応などが求められています。

既存の都市構造を活かしつつ、持続可能なまちづくりの骨格を形成するため、平塚駅周辺の中心市街地（南の核）とツインシティ大神地区（北の核）の整備、そして2つの核を結ぶ南北都市軸の整備、更に平塚駅から海岸へのシンボル軸の整備を進め、都市の活力向上に努めます。

市街地では安全・快適な居住と生活利便性の向上を図るため、防災対策を進めるとともに、日常必要な諸機能を多極的に集約、ネットワーク化させた地域生活圏の形成に努めます。

西部地域などのみどりや田園、相模川や金目川水系などの豊かな自然資源は、その自然の恵みを楽しみ、次の世代へ引き継ぐため、適正な保全を図るとともに、学術機関などと連携し、交流やレクリエーションの場づくりなど、自然環境や街並み景観の保全、向上に努めます。

総合計画の実現に向けて

厳しい社会状況の中でも、自然・歴史・文化・産業・都市基盤などの本市のすぐれた特性を活かしつつ、将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていくために、「誇りと愛着をもてるまちづくり」、「市民参加と協働によるまちづくり」、「効率的・効果的な行政運営によるまちづくり」をまちづくりの基本姿勢として掲げ、まちづくりを展開していきます。

なお、基本計画に掲げる施策や、実施計画に掲げる事業を着実に実行し、次の世代へたしかな平塚をつなぐために、PDCAサイクルの手法を取り入れた進行管理を行い、成果を定期的に測定し、事業の改善・効率化を図ります。

総合計画の策定趣旨

総合計画とは、将来どのようなまちにしていくのか、またそのためにどのように取り組んでいくのかについて、総合的・体系的に取りまとめたものであり、市政運営の基本となる方向性を示した本市の最上位の計画です。

現在の総合計画は、計画策定から8年が経過し、その間、人口減少社会への突入、少子高齢化の進展など、社会経済情勢の変化が生じています。また、大規模災害を教訓に、より一層の安心・安全なまちづくりも求められるようになりました。そこで、厳しい財政状況が想定される中においても、これからの時代により的確に対応し、市民が幸せに暮らし、更には、本市が人や企業に選ばれ、次の世代へたしかな平塚をつないでいくため、平成28年度を始期とする新たな総合計画を策定します。

なお、基本計画に位置付けている重点施策については、地方版総合戦略に相当するものとなっています。

総合計画の構成と計画期間

市民の参加と協働、そして、その前提となる情報共有を自治の基本原則とした平塚市自治基本条例では第8条にまちづくりの指針を示しています。総合計画はまちづくりの指針に基づき、『基本計画』－『実施計画』の2層で構成するものとし、計画期間はこれまで以上に実効性のある計画が求められることから、平成28～35年度の8年間とします。なお、社会経済情勢の変化や事業の取り組み状況を踏まえ、策定後4年で見直すものとします。

まちづくりの指針（自治基本条例 第8条）

- 指針1 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまち
- 指針2 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を尊重するまち
- 指針3 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまち
- 指針4 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまち
- 指針5 産業を培い、活力とにぎわいのあるまち

～子や孫へたしかな平塚をつなぐ～

総合計画

基本計画 （重点施策・分野別施策）

基本計画は、自治基本条例第8条のまちづくりの指針を実現するため、本市を取り巻く状況を踏まえ、施策の方針を体系的に定めるものであり、総合的に取り組む「分野別施策」と、特に力を入れて取り組む「重点施策」で構成します。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策に基づき、具体化していくための事業を定めるものです。

基本計画の体系図

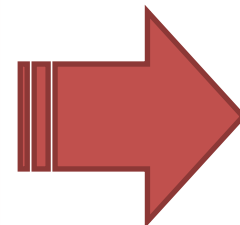
基本計画は、分野別施策と重点施策で構成します。

(1)分野別施策

分野別施策とは、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、自治基本条例で定めたまちづくりの指針の実現に向けて、4つの柱を掲げ、31の基本施策で構成します。

柱(4)	分野別施策		重点施策			
	柱(4)	基本施策(31)	I	II	III	IV
1. 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり	1-①	子どもの学びを充実する		●		
	1-②	教育環境を充実する				
	1-③	生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する			●	
	1-④	誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する				
	1-⑤	青少年の健全育成を推進する				
	1-⑥	活発な市民の交流を促進する				
	1-⑦	平和意識の普及・啓発を推進する				
	1-⑧	人権尊重・男女共同参画を推進する				
2. 安心して暮らせる支え合いのまちづくり	2-①	子育て支援を充実する		●		
	2-②	健康づくりを推進する			●	
	2-③	地域福祉を充実する			●	
	2-④	高齢者福祉を推進する			●	
	2-⑤	障がい者福祉を推進する			●	
	2-⑥	コミュニティ活動を促進する				
	2-⑦	防災対策を強化する				●
	2-⑧	災害に強いまちづくりを推進する				●
	2-⑨	日常生活の安心・安全を高める				●
	2-⑩	消防・救急体制を強化する				●
3. 自然と人が共生するまちづくり	3-①	環境にやさしいまちづくりを推進する				
	3-②	自然環境の保全を推進する				
	3-③	循環型社会の形成を推進する				
	3-④	快適な生活環境の形成を推進する				●
	3-⑤	花とみどりにあふれるまちづくりを推進する				
	3-⑥	交通の利便性を高める				
4. 活力とにぎわいのあるまちづくり	4-①	産業の活性化を促進する	●			
	4-②	商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する	●			
	4-③	工業を振興する	●			
	4-④	農業・漁業を振興する	●			
	4-⑤	観光を振興する	●			
	4-⑥	雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する		●		
	4-⑦	新たな産業拠点の形成を推進する	●			

こどもや孫へたしかかな平塚をつなぐ



(2)重点施策

重点施策とは、分野別施策の中から本市が抱える4つの重点課題を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を抽出し、新たに位置付けたものであり、4つの柱を掲げ、11の個別施策で構成します。そのため、重点施策は分野別施策を横断的に構成するものとなります。

なお、この重点施策は、地方版総合戦略に相当するものとなっています。

重点施策	
柱(4)	個別施策(11)
I. 強みを活かしたしごとづくり 地域経済や地域産業に関する特性と資源を分析し、本市の強みを活かしたしごとづくりを進めます。	I- (1) 基幹産業の競争力を強化する 【主な取組み】 ●企業の施設整備や新規雇用に対する支援 ●ツインシティ整備の推進
	I- (2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる 【主な取組み】 ●起業家や担い手（農業者・商業者）の育成支援 ●中小企業者に対する販路開拓の支援や融資・経営改善の相談
	I- (3) 地域資源を活かした新たな事業を創出する 【主な取組み】 ●産業間の連携の場の創出 ●新事業の創出や商品開発と販路拡大の支援
II. 子どもを産み育てやすい環境づくり 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援があり、未来の宝である子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを進めます。	II- (1) 若い世代の結婚・出産を支援する 【主な取組み】 ●妊婦・乳幼児の健診や相談事業などの実施 ●周産期医療の充実と分娩取扱医療施設の整備
	II- (2) 安心して子育てができる環境づくり 【主な取組み】 ●保育所等の運営・施設整備への助成 ●子どもの通院・入院時の医療費の助成
	II- (3) 子どもの健やかな成長を支援する 【主な取組み】 ●地域子育て支援拠点事業の推進 ●子どもの相談・生活助言・学習支援や適切な支援へのつなぎ
III. 高齢者がいきいきと暮らすまちづくり 高齢者がいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で元気に暮らせるまちづくりを進めます。	III- (1) 高齢者が活躍する機会をつくる 【主な取組み】 ●高齢者の奉仕活動や地域貢献活動の支援 ●住民相互の支え合いや交流活動の活性化の支援
	III- (2) 高齢者の健康づくりを支援する 【主な取組み】 ●健康長寿に向けた取組みの支援 ●早期の健康意識の啓発
	III- (3) 地域が高齢者を支える環境をつくる 【主な取組み】 ●地域包括ケアシステムの構築 ●認知症支援策の充実
IV. 安心・安全に暮らせるまちづくり 防犯や交通安全活動を通じた日常生活の安心と、自助・共助・公助の連携による災害発生時の安全が確保されたまちづくりを進めます。	IV- (1) 災害に強い地域づくりを推進する 【主な取組み】 ●自助・共助・公助の連携などによる地域の減災対策推進 ●総合的な浸水対策の推進
	IV- (2) 防犯・交通安全の取組みを支援する 【主な取組み】 ●地域防犯活動に対する支援と防犯設備の充実 ●交通安全対策の推進